

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する委託契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 「令和 6 年度ほ場整備状況撮影業務」
- (2) 業務の仕様等 別添「特記仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 6 年 10 月 31 日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から現に入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 過去 10 年以内に小型無人航空機による地上 150m 以上からの空中撮影業務を履行した実績がある者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書に下記(3)の書類等を添付のうえ提出し、当該資格の確認申請をすること。

(1) 提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県農林水産部農林総務課（福島県庁西庁舎 9 階）（電話 024-521-7393）

なお、郵送による提出を可とする。

(2) 提出期限

令和 6 年 7 月 5 日（金） 午後 5 時 15 分

(3) 提出書類等

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式4）
- イ 同種業務履行実績調書（様式5・過去10年以内に小型無人航空機による地上150m以上からの空中撮影業務を履行した実績が分かる書類（（例）契約書、航空局への許可申請書等）の写しを添付すること）
- ウ 福島県内に本店又は支店・営業所を有することを証明する書類（履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）など）
- エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式8）
- オ 役員一覧（様式9）
- カ 後記7において入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式6）及び添付資料

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年7月17日（水）午前11時
- (2) 場所 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県庁 西庁舎717会議室

6 入札書の提出

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式2）に必要とする事項を記載し、上記5に示す日時及び場所へ持参すること。郵送による入札は不可とする。
また、入札者の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（県からの通知）の写し
 - イ 委任状（様式3）…代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、次により入札保証金を納付すること。
 - ア 入札保証金の額は、入札金額の100分の3以上の額であること。
 - イ 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り

出したもの又は支払保証したものに限る。)で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供(以下「入札保証金」の納付等という。)は上記5の(1)に掲げる期日までに行うこと。

エ 入札保証金の納付等を行おうとする入札参加者にあっては、令和6年7月5日(金)までに上記4の(1)の資格確認申請書の提出先に連絡のうえ指示を受けること。

オ 入札者で入札保証金を納付した者は、県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書を、上記5に掲げる日時及び場所に持参すること。

(2) 財務規則第249条第1項各号(別記1)のいずれかに該当する場合、入札保証金の一部又は全部を免除する。

なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書(様式6)を、令和6年7月5日(金)午後5時15分までに、上記4の(1)の提出先に提出しなければならない。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5に示す日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)及び7の(1)のオで指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。
- (5) 再度の入札は2回までとする。
- (6) 前号においても落札者が決定しないときは、随意契約に移行する。その際は見積書(様式2)に必要事項を記載して提出すること。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書、仕様書、入札公告等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該委託業務の仕様等について疑義がある場合は、仕様書等に関する質問書(様式1)により、農林水産部農林総務課(上記4の(1)に同じ)に、令和6年6月25日(火)までに説明を求めることができる。(質問書は持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。※FAX及び電子メールにて提出の際は、送信後に電話にてご一報願います。)

県は、福島県農林水産部ホームページに掲載する方法により令和6年6月28日(金)までに回答する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則と

するが、10の(3)に掲げる代理人をして入札させるときは、この限りではない。

- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式3）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理人になることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 郵送による入札
- (6) 記名及び押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 財務規則第229条第1項各号(別記2)のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 委託契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書(案)に住所・氏名その他必要な事項を記載し、記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書(案)を提出しないときは、落札を取消することがある。

16 契約条項

契約条項は、別紙契約書(案)及び財務規則による。

17 その他必要な事項

- (1) 契約締結権者の氏名は、福島県知事 内堀 雅雄とする。
- (2) 一般競争入札参加資格確認通知を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合には、入札辞退届(任意様式)を提出すること。
- (3) 入札書が無効となった者は当該入札に再度参加することはできない。
- (4) 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記4の(1)と同じである。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) から (4) まで (略)

2 (略)

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) (略)
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) から (18) まで (略)

2 (略)

参考資料

地方自治法施行令【抜粋】

昭和 22 年政令第 16 号

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。